

軍納物資の輸入割当てについて

輸入発表39第30号 (39. 5. 18)

- 改正①輸入発表39第120号 (39. 11. 20) ②輸入発表41第158号 (41. 3. 10)
③輸入発表47第 42号 (47. 7. 18) ④輸入発表63第 10号 (63. 4. 6)

軍納割当物資 (アメリカ合衆国軍隊、アメリカ合衆国軍隊の公認調達機関若しくは軍人用販売機関 (以下「軍」という。) の専用に供するため、又は軍が使用する施設若しくは物品に付合、混和若しくは加工するため輸入され、かつ、それが軍によつて証明された貨物であつて、輸入割当てを受けることを要するもの) の輸入割当てについては、下記によることとします。これに伴い昭和29年5月12日付け輸入発表第97号軍納割当物資の輸入について) は、廃止します。①④

記

1 輸入割当申請書の提出先 ③

- (1) 貿易局輸入課 (2通)
(2) 沖繩開発庁沖繩総合事務局通商産業部商工課 (3通)
2 同上提出期間 ③

毎年4月10日から9月29日まで及び10月10日から翌年3月29日までの間における毎週月曜日から金曜日の午前9時30分から12時まで。

3 申請者の資格

軍と売買契約 (パーチエス・オーダーを含む。以下同じ。) 若しくは役務契約を締結した者又はそれからの者から発注を受けた者

4 添付書類 ④

- (1) 軍との売買契約書又は役務契約書及びそれらの写し 各1通
(2) 3に掲げる売買契約者又は役務契約者から発注を受けたものである場合は、その発注を証する書類 1通
(3) 前記(1)の契約を締結する基礎となつた最終的見積書 (完成品を輸入する場合を除く。) 2通
(4) 申請品目の説明書 (当該品目について第1回目の申請の場合に限る。) 2通
(5) 軍が使用する施設若しくは物品に付合、混和、若しくは加工するために輸入される貨物 (資材及び副資材) を申請する場合は、契約物資製作に要する原単位表 2通
(6) 海外サプライヤーからの申請物資に対するフレーム・オッフナー又はクオーティンション (プライスリスト) 及びそれらの写し 各2通
(7) 軍納入の食糧品 (冷凍肉、バター及びチーズ等) について米軍の検査の結果、貨物の引き取りを拒否された場合は、荷送人において当該拒否貨物を引き取り、支払われた外貨を荷受人に払い戻すとの契約書及びその写し 各1通
(8) 申請物資を申請目的以外に使用しない旨を記載した誓約書 1通

5 輸入割当基準 ①③④

この輸入発表に基づく輸入割当ては、輸入割当審査会議により決定する。

6 その他の事項 ①③④

- (1) この発表によつて輸入割当てを申請するときの数量の表示単位は、輸入統計品目表（昭和36年大蔵省告示第344号「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める告示」）に掲げる該当品目の数量単位による。
- (2) この発表に基づき提出する輸入割当申請書の「関税率表の番号等」欄は記載することとを要しない。
- (3) 通商産業大臣は、輸入割当てに当たり、次の条件を付する。①
 - (イ) 軍納割当物資に係る輸入割り当てを受けた者が、当該貨物を他人に委託して輸入することは認めない。
 - (ロ) 軍納割当物資は、本邦到着後保税倉庫に庫入され、又は保税工場に移入されなければならぬ。ただし、承認工場に庫入れされ、又は承認工場に移入される場合及びU S F J 380号若しくはU S F J 381号証明書、軍の発注証明書及びその他の書類により緊急に軍に納入することが必要であり、かつ、必ず軍に納入させることが税関長により確認された場合には、この限りでない。
 - (ハ) 前記(ロ)の貨物を軍が直接保税倉庫から庫出し又は保税工場から移出するに当たつては、合衆国軍隊の権限ある官憲が発給したU S F J 380号証明書を、又、輸入業者が軍に納入するため、保税倉庫か庫出し又は保税工場から移出するに当たつては輸入業者は合衆国軍隊の権限ある官憲が発給したU S F J 381号証明書を税関長に提出しなければならない。
 - (ニ) 軍納割当物資を軍に引き渡した場合（軍が使用する施設若しくは物品に付合、混和若しくは加工して当該貨物を軍に引き渡した場合を含む。）には、輸入業者は、軍が受領したことの証明のある税関長が確認したU S F J 381号証明書の写し又は税関長が確認したU S F J 380号証明書の写し1通を速かに通商産業大臣に提出しなければならない。